

山形県人事委員会委員長談話

令和元年10月3日

本日、人事委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

この勧告は、本委員会が本年4月現在で実施した民間給与実態調査の結果、国家公務員及び他の都道府県の職員の給与の状況、生計費等の動向などを総合的に勘案し行ったものです。

本年の給与改定としては、民間給与との較差を踏まえ、初任給及び若年層を中心に給料表の引上げ改定を行うとともに、期末・勤勉手当についても、0.05月分引き上げることとしております。

また、住居手当については、人事院勧告の内容を考慮し、本県職員公舎の公舎料及び本県職員の住居手当支給状況等を踏まえ、支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、その原資を用いて手当額の上限を引き上げることとしております。

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与の状況等を踏まえ、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させる機能を有するとともに、時代の変化に応じた適正な給与制度を実現するものです。

県議会及び知事におかれましては、人事委員会の給与勧告が果たしている役割について御理解いただき、この勧告どおり実施されるよう要請いたします。

職員においては、全体の奉仕者としての使命を自覚し、公務員としての倫理を高く保持しながら、公正かつ効率的な職務の遂行と行政サービスの向上に努め、県民の期待と信頼に応えられるよう要望します。

県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う給与勧告の意義と、職員が行政の各部門においてそれぞれの職務をとおし県民生活の向上に努めていることについて、深い御理解をいただきたいと思います。